

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和3年4月1日
【会社名】	多木化学株式会社
【英訳名】	Taki Chemical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多木 隆元
【本店の所在の場所】	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
【電話番号】	(079)437-6002
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 大橋 正
【最寄りの連絡場所】	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
【電話番号】	(079)437-6002
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 大橋 正
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和3年3月30日開催の当社第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和3年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金45円

第2号議案 定款一部変更の件

事業目的の追加、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

多木隆元、松井重憲、西倉宏、金治久守、正木貴久、井筒裕之、多木勝彦を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

安福成行、田村弘昭、岩木達郎、阪口誠、重田昇三を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

下山昌彦を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事前交付型の譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、事前交付型の譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を第6号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、年額21百万円以内とし、付与する譲渡制限付株式の総数は年5,200株以内と決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	75,736	12	4	(注)1	可決(98.69%)
第2号議案	75,731	21	-	(注)2	可決(98.69%)
第3号議案				(注)3	
多木 隆元	74,436	1,316	-		可決(97.00%)
松井 重憲	75,691	61	-		可決(98.64%)
西倉 宏	75,702	50	-		可決(98.65%)
金治 久守	75,702	50	-		可決(98.65%)
正木 貴久	75,707	45	-		可決(98.66%)
井筒 裕之	75,702	50	-		可決(98.65%)
多木 勝彦	75,701	51	-		可決(98.65%)
第4号議案				(注)3	
安福 成行	75,526	226	-		可決(98.42%)
田村 弘昭	75,234	518	-		可決(98.04%)
岩木 達郎	75,707	45	-		可決(98.66%)
阪口 誠	70,870	4,882	-		可決(92.35%)
重田 昇三	75,242	510	-		可決(98.05%)
第5号議案	75,459	293	-	(注)3	可決(98.33%)
第6号議案	75,714	23	-	(注)1	可決(98.67%)
第7号議案	75,710	27	-	(注)1	可決(98.66%)
第8号議案	75,610	141	1	(注)1	可決(98.53%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上